

離婚後 共同親権 知ろう

について



～離婚後の未来を描くために～

事前
申込制

参加費
無料

日 時

2025年12月13日 土
10:00～11:00 (開場9:40)

場 所 盛岡市内中心部

※安全な場にするために、お申込後に会場をお知らせします。

定 員 30人

※定員に達し次第締め切らせていただきます。

託 児 4人(先着順・無料)

※6か月から未就学児。託児の申込は11月28日(金)まで。

参加申込

こちらの申込フォームから
申込ください。



当日、会場に来られない方向けに事後
アーカイブ配信も予定しています。
詳細はこちらから！



今だから知っておきたい！

「前の法律と何が変わったの？」
「共同親権のメリット&デメリット」
「親と子どもの安全は大丈夫？」
「離婚後の面会は？」
「養育費はどうなるの？」

離婚後共同親権が導入されたらどんなことが変わるのか、気になるポイントがわかる講演会です。来春の施行に向けて今だから知っておきたい内容をギュッとまとめて、多様な事例に対応してきた女性弁護士がお伝えします。

離婚後共同親権って？

離婚後共同親権とは、離婚後も父母の双方が子どもの親権を共同で行使できる制度です。現行法では離婚後は父母の一方だけが親権を持つ単独親権が原則ですが、改正後は離婚時に父母が協議して「共同親権」または「単独親権」を選択できるようになります。協議が整わない場合には、家庭裁判所が子どもの最善の利益を考えて親権者をどのように定めるか判断します。2024年の民法改正により決定され、2026年5月までに施行されます。

講 師

盛岡さくら法律事務所
弁護士 花生 耕子さん

青森県八戸市出身。仙台弁護士会、青森県弁護士会を経て、2023年10月1日から岩手弁護士会所属。家事事件（離婚、相続）を中心に受任している。岩手弁護士会・性の平等と多様性に関する委員会所属（事務局長）。

